

## dポイント付与・使用に関する規約

---

dポイント付与・使用に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、ドコモの自動車保険（一般自動車保険）におけるdポイント付与および同保険の保険料の払込みにおけるdポイント使用に関する事項を定めたものです。

（注）ドコモの自動車保険（一般自動車保険）は、イーデザイン損害保険株式会社を引受保険会社とする自動車保険です。

本規約において特別の定めのないものについては、「dポイントクラブ会員規約」の定めに従うものとします。

<dポイントクラブ会員規約>

<https://dpoint.docomo.ne.jp/instruction/agreement/index.html>

### I. dポイントの付与

#### 1. 対象商品

ドコモの自動車保険（一般自動車保険）

#### 2. 対象者

対象商品の契約者

#### 3. ポイント付与者

イーデザイン損害保険株式会社（以下「当会社」といいます。）

#### 4. 付与条件

dアカウントを使用して、対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに付与します。

- (1) 契約の申込時およびポイントの付与時期にdアカウントユーザーかつdポイントクラブ会員であること
- (2) 付与判定日までに契約が締結されていること
- (3) 付与判定日までに契約が取消しされていないこと
- (4) 付与判定日までに保険開始日の翌日から起算して10日以内の日を解約日（解除日）とする解約（解除）がされていないこと

## 5. 対象保険料

契約時の保険料（12回払の場合、総額の保険料）

（注）保険期間中の契約内容変更による追加保険料はポイント付与の対象外です。

## 6. 付与ポイント

対象保険料の2%

（注）

- ・ポイント倍率アップのキャンペーンなどは適用されません。
- ・小数点以下は切り捨てとなります。

## 7. ポイント種類

通常ポイント

## 8. 付与上限

1 契約につき 3,000 ポイント

## 9. 付与判定日

保険開始日の属する月の翌々月末日

## 10. 付与時期

保険開始日の属する月の翌々月末日以降

## 11. その他の注意事項

- (1) dポイントは、dポイントクラブサイトなどで確認いただけます。
- (2) ポイントが付与される前に、対象のdアカウントを停止または解除した場合、dポイントは付与されません。
- (3) ポイントは契約時の保険料に対してのみ発生し、契約内容変更などによるポイントの増減は発生しません。
- (4) 次の場合、当社は、お客さまに付与したポイントまたは付与したポイントに相当する金額の返還を請求することができます。
  - ①お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき
  - ②お客さまの詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当社が保険契約を取り消したとき
  - ③偽りその他不正な手段によりポイントを取得したことが確認されたとき
- (5) 当社は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供

の条件の変更（ポイント付与の停止、対象保険契約の変更、ポイント付与率の変更などを含みます。）を行うことがあり、本サービスを終了または停止することがあります。お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。当社は、上記の変更によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。

- (6) 保険加入に伴うdポイントの付与は、募集経費の削減効果などをdアカウントユーザーに還元する制度です。

## II. dポイントの使用

### 1. 対象商品

ドコモの自動車保険（一般自動車保険）

### 2. 対象者

対象商品の契約者

### 3. 使用条件

dアカウントを使用して、対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに使用することができます。

- (1) 保険料の支払方法をd払いとすること
- (2) 保険料の支払時およびポイントの使用判定時期にdアカウントユーザーかつdポイントクラブ会員であること

### 4. 対象保険料

決済時の保険料

(注)

- ・ 契約内容変更による追加保険料についても対象となります。
- ・ 1ポイント=1円として使用可能です。

### 5. 使用可能なポイント

dポイントの使用時に保有する有効なdポイントを、1ポイント単位で使用可能

### 6. 使用可能なポイント種類

通常ポイントおよび期間・用途限定ポイント

- (注) dポイント（期間・用途限定）と通常のdポイントを同時に保有している場合は、有効期間の終了日が早いものから優先して使用されます。また、有効期間の終了日が同一の場合は、dポイント（期間・用途限定）から優先して使用されます。

## 7. 使用可能な上限

d ポイント利用が可能なポイントの範囲内

## 8. 使用可能な下限

1ポイント

## 9. 使用判定時期

決済時

## 10. その他の注意事項

- (1) 保険期間中に解約（解除）または契約内容変更で保険料の一部返還が発生する場合、保険料は全て金銭で返還し、ポイントは返還しません。
- (2) 契約を取消しされる場合または契約が無効となる場合、使用された分のポイントを返還します。ただし、ポイント発行会社の事情によりポイントによる返還が行えない場合は、金銭で返還します。なお、ポイント返還時にポイントの有効期限が切れていた場合またはdアカウントユーザーもしくはdポイントクラブ会員に該当しない場合は、当会社の責めに帰すべき事由がない限り、使用された分のポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。
- (3) 次の場合、当会社は、お客さまが使用されたポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。
  - ①お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき
  - ②お客さまの詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当会社が保険契約を取り消したとき
- (4) ポイントを使用される場合、「保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約」が適用されます。
- (5) 当会社は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイント使用の停止、対象保険契約の変更などを含みます。）を行うことがあります。ただし、法令に基づき周知が必要な場合は、当会社のホームページを通じて周知します。お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。当会社は、上記の変更によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。

# イーデザイン損害保険株式会社

東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413

AA80881-010-1-2401 2024年1月作成